

物資納入業者登録申請書類の提出（記載）要領

相模原市教育委員会（事務局：相模原市教育委員会学校給食課）

令和8年度3学期及び9・10年度相模原市デリバリー方式の中学校給食における学校給食用物資納入業者の登録を行います。登録を希望する業者は、次のとおり申請をしてください。なお、登録をされない場合は参加できません。

1 申請書類の受付日

令和8年8月3日（月）から10月30日（金）

2 提出・照会先

相模原市教育委員会学校給食課

所在地：相模原市中央区中央 2-11-15 第2別館 5階

電話：042-769-8283

FAX：042-758-9036

3 資格

- （1）申請書提出日現在、引き続き2年以上事業を営んでいること。
- （2）申請書提出日現在、前年度の地方税を完納していること。

4 提出書類

- （1）令和8年度3学期・9・10年度学校給食用物資納入業者登録申請書（様式1）

ア 申請者

本社又は本店の代表者を申請者として記入してください。

※印鑑証明書の印鑑を押印してください。

イ 営業区分

本社又は本店以外の営業区分に「○」をつけた場合は、別紙委任状（様式2）を申請状況に合わせ、提出してください。

ウ 開業年月日

営業時の同一性を失うことなく行った組織変更や継承をしている者は、創業時の年月日を記入してください。

エ 取扱い物資

該当する取扱い物資すべてに「○」をつけてください。

オ 学校給食経験年数

「あり」か「なし」に「○」をつけてください。また、「あり」の場合、その経験年数（令和8年1月1日現在）を記入してください。

カ 店舗の規模

この欄は、申請書 1 の営業区分に従って、具体的に記入してください。

(ア) 納入運搬の方法及び輸送能力の欄は、車の種類別に記入してください。

(例：保冷車○t○台、ライトバン○t○台等)

(イ) 設備の欄は、物資の製造及び保全に必要な設備を記入してください。

(例：冷凍庫○㎡ 常温○度、冷蔵庫○㎡ 常温○度)

(ウ) 主たる取引先の欄は、購入先や納品先の会社名、所在地を記入してください。

(2) 委任状(様式2)

この取引に際して、申請者があらかじめ○○営業所長、○○出張所長等に契約に関する権限を委任する場合に提出してください。

(3) 営業許可証の写し※

保健所の営業許可を必要とする業者は、写しを提出してください。

(4) 食品衛生監視票の写し※

製造業等で保健所の食品衛生監視を受けている業者は、写しを提出してください。(学校給食用取扱い物資のみとする)

(5) 納税証明書(原本)

申請日の属する年度の前年度の法人市民税又は個人の市・県民税並びに固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書を提出してください。

※食肉販売業、食肉製品販売業、魚介類販売業、豆腐製造業など、食品衛生法第55条第1項に基づく許可を要する申請者のみ提出してください。

5 発注及び納品等

- (1) 業者への発注にあたっては、市内産物納入業者又は、青果業者は相模原市保健所の営業許可及び営業届出を受けている業者を優先とする。
- (2) 納入物資については、店舗、倉庫等の環境衛生及び取扱いに細心の注意を払い、不適格品や不良のないよう万全を期すこと。
- (3) 納入物資が不適格品や不良品の疑いがある場合は、直ちに返品、引替等の措置を講じ、不良品等が頻繁にある場合は、指名休止になります。
- (4) 納入物資に量目不足のないよう注意するとともに、納入のつど納品伝票を提出すること。
- (5) 発注書等で指定された納品の期日及び時刻を厳守すること。
- (6) 納入物資が児童の罹病原因と立証された場合は、その損害に対して十分な責任を負うこと。

- (7) 車両運行の際には、道路交通法等の交通法規を遵守するとともに、安全確認を怠らないよう心がけ、交通事故を起こさないよう安全運転に努めること。
- (8) 物資の納入代金の請求には、次の手順を遵守すること。
- ・納入物資の見積り及び代金の請求ならびに受領に際しては、届出した印鑑を使用すること。
 - ・請求書、領収書等は必ず所定の用紙を使用すること。